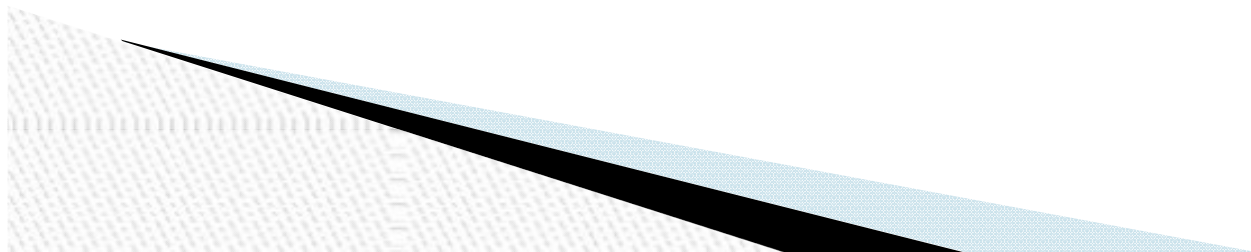


長久手市地域防災計画修正（案）の概要について



説明項目

- 1 長久手市地域防災計画の修正（案）要旨
- 2 現在の取り組み状況等、今後実施すべき事項
- 3 今後の予定

説明項目

- 1 長久手市地域防災計画の修正（案）要旨
 - (1) 地域防災計画修正に係る根拠
 - (2) 計画修正の背景
 - (3) 避難生活の良好な生活環境確保に向けた修正
 - (4) 情報の収集・連絡体制に係る修正
- 2 現在の取り組み状況等、今後実施すべき事項
- 3 今後の予定

1－(1) 地域防災計画修正に係る根拠

(資料1－1 1頁参照)

1. 市町村地域防災計画（以下「計画」という。）とは
災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項別の計画について定めた総合的な計画

【市の役割】

- (1) 計画を作成
 - (2) 毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正を行う（災害対策基本法第42条第1項）
2. 市防災会議の主要な所掌事務について
 - (1) 計画を作成、その実施を推進
 - (2) 市長の諮問に応じ防災に関する重要事項を審議
(災害対策基本法第16条)
(長久手市防災会議条例第2条)

1－(2)計画修正の背景

【主要な修正内容】

避難生活の良好な生活環境確保に向けた修正	- I 生活空間の確保 - II 生活用水の確保 - III トイレの確保・管理 - IV 食事の質の確保 - V 在宅・車中泊避難者への支援
情報の収集・連絡体制に係る修正	- I 情報収集・通信体制等の整備 - II 通信・設備等

1－(2)計画修正の背景

1 避難生活の良好な生活環境確保に向けた修正

(資料1－1 1頁参照)

次の2項目の修正等により計画を修正

【修正内容】

- (1) 令和6年能登半島地震における教訓を踏まえた「**防災基本計画**」の修正
- (2) **スフィア基準**※を取り入れた「**避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針**」(以下「**取組指針**」という。)の改定

【主要な修正内容】

- I 生活空間の確保
- II 生活用水の確保
- III トイレの確保・管理
- IV 食事の質の確保
- V 在宅・車中泊避難者への支援

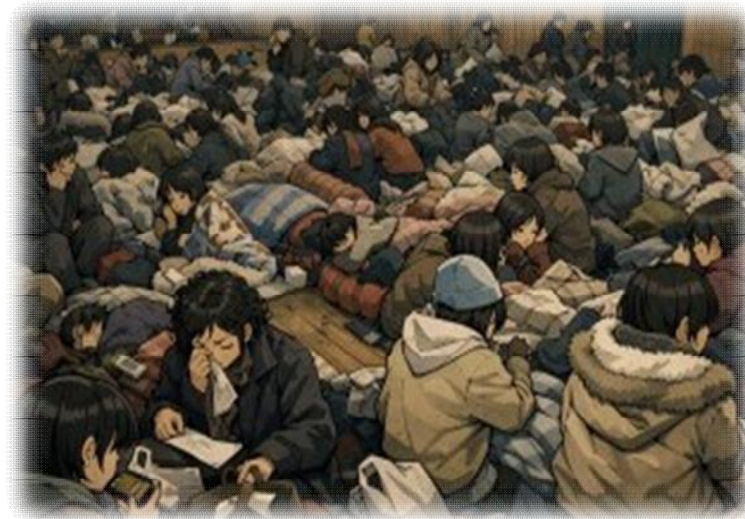
1－(2)計画修正の背景

※スフィア基準

地震や感染症流行等の**自然災害**、戦争やテロといった**人為災害**の**両方に対応**、以降の災害対応に活用されている国際基準

【策定経緯】

難民キャンプ等で劣悪な環境で多くの人が亡くなった反省から、1997年に災害や紛争の影響を受けた人々が**尊厳ある生活を営むために必要な最低基準**として策定



過密、不衛生な避難所の状況
(イメージ)



衛生環境劣悪な難民キャンプ
(イメージ)

1－(2)計画修正の背景

【スフィア基準の具体例】

項 目	内 容
居住スペース	1 最低3.5m²/人以上の生活空間を確保 2 プライバシー確保に留意 間仕切り、組み立て式個室等の配置
水・トイレ	1 水 ・ 最低 1 5 ℓ / 日 を確保(飲料水、生活用水) ・ 蛇口数： 2 5 0 人 / 箇所 2 トイレ ※男女の比率 1:3 ・ 発災初期段階： 5 0 人 / 基以上 ・ 発災中期段階： 2 0 人 / 基以上 3 入浴施設（シャワー、仮設風呂等） 5 0 人 / 1 ヲ所（男女別）
食 事	1 原則： 2, 1 0 0 kcal / 日 を基準 ※ただし状況に応じて調整可能 2 避難者の文化、宗教への配慮

1－(2)計画修正の背景

2 情報の収集・連絡体制に係る修正

(資料1－1 5頁参照)

通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、市において、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めることについて追記

【令和6年能登半島地震における教訓】

通信が途絶したため、次の事象が発生

- 1 災害対策本部の情報共有に支障（庁内NWの断絶）
- 2 避難所運営に支障（避難者登録、医療支援）
- 3 応援部隊の活動に支障（クラウド地図等の画像共有等）

1－(3) 避難生活の良好な生活環境確保に向けた修正

(資料1－1 1頁参照)

【主な修正内容】

I 生活空間の確保

内閣府が策定した「**取組指針**」を踏まえた避難者の居住スペースを確保に努めること等

II 生活用水の確保

給水タンク、貯水槽、防災井戸等の整備を図り、**入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保**に努めること等



内閣が策定した取組指針を反映した居住スペース（イメージ）



建物に設置されている貯水槽（イメージ）

1－(3) 避難生活の良好な生活環境確保に向けた修正

(資料1－1 1頁参照)

【主な修正内容】

Ⅲ トイレの確保・管理

簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等により
快適なトイレの設置に配慮するよう努めること等

Ⅳ 食事の質の確保

栄養バランスの取れた**適温の食事の提供等、質の確保に配慮**すること等



移動式トイレカー
(N&Nコーポレーション (株))



カロリー、栄養に配慮した災害
時の温食 (イメージ)

1－(3) 避難生活の良好な生活環境確保に向けた修正

(資料1－1 1頁参照)

【主な修正内容】

V 在宅・車中泊避難者への対応

**在宅避難者、車中泊避難者等への支援方策の検討
や、被災者支援に係る情報の提供に努めること等**



在宅避難者家族の夕食の状況
(イメージ)



避難所における車中泊避難の状況
(イメージ)

1－(3) 避難生活の良好な生活環境確保に向けた修正

(資料1－1 2頁参照)

第1節 避難所の指定・整備

第2 指定避難所の指定

- 2 内閣府が作成した「取組指針」を踏まえ、**避難者の居住スペースを確保**するものとする。
- 3 指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、**避難所内の空間配置図やレイアウト図などの施設の利用計画を作成**するよう努める。
また、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。

1－(3) 避難生活の良好な生活環境確保に向けた修正

(資料1－1 2～3頁参照)

第1節 避難所の指定・整備

第4 避難所が備えるべき設備の整備

避難所には、内閣府が作成した「取組指針」を踏まえ、**給水タンク、貯水槽、防災井戸、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布、段ボールベッド、パーティション、炊き出し設備、入浴設備等**の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。

第6 避難所の運営と安全管理

13 避難の長期化に伴う対応

避難の長期化等必要に応じて、以下の項目等の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

1－(3) 避難生活の良好な生活環境確保に向けた修正

(資料1－1 3頁参照)

(続き)

- (1) プライバシーの確保状況
- (2) 入浴施設設置の有無及び利用頻度
- (3) 洗濯等の頻度
- (4) 医師、保健師、看護師、管理栄養士等による
巡回の頻度
- (5) 暑さ・寒さ対策の必要性
- (6) 食料の確保、配食等の状況
- (7) し尿及びごみの処理状況
- (8) 避難者の健康状態
- (9) 指定避難所の衛生状態

1－(3) 避難生活の良好な生活環境確保に向けた修正

(資料1－1 3頁参照)

第2節 避難所環境の整備や防疫活動

第2 防疫の方法

4 ねずみ・昆虫等の駆除及び避難所環境の整備

避難所の生活環境を確保するために、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、内閣府が作成した「取組指針」を踏まえ、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等により快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。また、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理についても必要な措置を講ずるよう努める。

1－(3) 避難生活の良好な生活環境確保に向けた修正

(資料1－1 4頁参照)

第6 避難所の運営と安全管理

7 物資の配給等避難者への生活支援

給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給等、避難者への生活支援については、公平に行うことを原則とし、適切迅速な措置をとること。

また、内閣府が作成した「取組指針」を踏まえ、栄養バランスの取れた適温の食事の提供等質の確保にも配慮すること。

10 在宅避難者等の支援拠点

市は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援するための拠点の利用者に対しても提供するものとする

1－(3) 避難生活の良好な生活環境確保に向けた修正

(資料1－1 4 頁参照)

11 車中泊避難を行うためのスペース

市は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。

この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

1－(3) 避難生活の良好な生活環境確保に向けた修正

(資料1－1 4頁参照)

12 ペットの取扱

必要に応じて、ペットの飼養場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼養場所や飼養ルールを飼い主及び避難者へ周知・徹底を図ること。

また、飼い主等からペットの一時預かり要望への対応等について、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。



昨年12月、長久手中学校で実施した「ペット同行避難訓練」の様子

1－(4) 情報の収集・連絡体制に係る修正

(資料1－1 5頁参照)

第6 情報収集・通信体制等の整備

2 通信・設備等

その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。

通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。



衛星通信を活用したインターネット通信（イメージ）

1－(4) 情報の収集・連絡体制に係る修正

(資料1－1 6 頁参照)

第1節 通信・設備等

第4 避難所が備えるべき設備の整備

防災行政無線、携帯電話、**衛星通信を活用したインターネット機器**、ファクシミリ、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ、ホワイトボード等



衛星通信を活用したインターネット機器

説明項目

- 1 長久手市地域防災計画の修正（案）要旨
- 2 現在の取り組み状況等、今後実施すべき事項
- 3 今後の予定

2 現在の取り組み状況等、今後実施すべき事項（1/3）

※凡例：黒字：実施済・実施中 赤字：今後実施・検討が必要な事項

【避難生活の良好な生活環境確保に向けた修正】

項目	実施事項、今後実施すべき事項
生活空間の確保	・避難所内の空間配置図やレイアウト図に車中泊、ペット飼養エリアを設定を検討中 ・ホップアップパーテーションによりプライバシーの確保済
生活用水の確保	・防災井戸の整備：上郷3区と覚書を締結済 ・各小中学校の受水槽を改造予定 (令和11年度改造完了予定) ・各小中学校と平常時から物資の集積を協議予定 ・入浴等施設の整備、支援受等の検討

2 現在の取り組み状況等、今後実施すべき事項（2/3）

※凡例：黒字：実施済・実施中 赤字：今後実施・検討が必要な事項

【避難生活の良好な生活環境確保に向けた修正】

項目	実施事項、今後実施すべき事項
トイレの確保・管理	・ 携帯、簡易トイレ約8, 600個を整備 （令和8年3月現在） ・ トイレカー企業との間に災害協定を締結済み ・ 自治会等へ防災講習時に啓発品として配付中
食事の質の確保	・ 多種類（9種類）のアルファ米を備蓄 ※アレルギー疾患に配慮 ・ 多種の副食を備蓄（栄養価、熱量に配慮） パウチおかず、レトルト食品、缶入りパン等 ・ かまどベンチ等炊き出し施設を整備済

2 現在の取り組み状況等、今後実施すべき事項（3/3）

※凡例：黒字：実施済・実施中 赤字：今後実施・検討が必要な事項

【避難生活の良好な生活環境確保に向けた修正】

項目	実施事項、今後実施すべき事項
在宅・車中泊 避難者への支援	- 各小中学校の指定避難所を在宅、車中泊避難者の支援拠点として位置づけ - 各小中学校避難所のレイアウトに車中泊避難スペースを策定中

【情報の収集・連絡体制に係る修正】

項目	実施事項、今後実施すべき事項
情報収集・連絡 体制の整備	- 衛星携帯電話を配置（6台） 老朽化による代替手段を要検討 - 衛星通信を活用したインターネット機器の借上げ・購入の検討

説明項目

- 1 長久手市地域防災計画の修正（案）要旨
- 2 現在の取り組み状況等、今後実施すべき事項
- 3 今後の予定

